

令和5年7月11日

依頼元機関
代表者 殿

旭川医科大学病院長
東 信 良

受託実習生、病院研修生の感染対策に関する方針について

平素より本院の診療等に関して種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

受託実習生・病院研修生受入の際の感染対策については、本学学生の実習に準じてご協力いただいております。

今後の受託実習生、病院研修生の感染対策に関する方針を以下のとおり整理しましたので、本院の受入部署に相談のうえ、感染対策を実施するようご協力をお願いします。

(注) 本院の感染対策は、感染状況により、随時、見直しが行われております。

(受託実習生、病院研修生の感染対策に関する方針)

- ・従前より行っていた実習前の抗原検査の実施、検査結果の提出は不要とします。
- ・従前より作成・提出を必須としていた「実習前2週間分の体調チェックシート」は、受入部署が必要と判断した場合に受入部署に提出してください。
- ・法律上の位置づけが変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わりません。感染が疑われる感冒症状等(※)がある場合は、速やかに受入部署に連絡してください。
- ※ ①37.3度以上の発熱、②咳・鼻汁・咽頭痛、③労作時呼吸困難の増強、④倦怠感、⑤味覚異常) および、⑥陽性者との直接の濃厚接触
- ・同居の家族等が陽性となった場合、実習生自身の体調に変化がなければ実習の実施は可能ですが、家族等の発症翌日から5日間は、自身による健康状態の確認を行う等、自主的な感染予防行動を徹底してください。
- ・病院内では、不織布マスクを着用してください。
- ・実習中は、手指消毒をこまめに行ってください。
- ・実習生等が実習中に感染を疑う症状があり医療機関を受診した場合、診療料金は保険診療とし本人が負担します。

【本件連絡先】

〒078-8510

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

旭川医科大学学生支援課教務係 山口 俊太郎

電話 0166-68-2205 FAX 0166-68-2219